

社会福祉法人会津若松市社会福祉協議会 役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人会津若松市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第10条及び第25条の規定に基づき、役員等の報酬及び費用弁償の支給について必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬)

第2条 報酬を支給できる役員等の範囲及び額は、次のとおりとする。

(1) 会長	年	額	300,000円
(2) 副会長	年	額	36,000円
(3) 常務理事	月	額	250,000円
(4) ふれあい福祉センター法律相談員	出席1回につき		33,000円

(費用弁償)

第3条 費用弁償を支給できる役員等の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 理事
- (2) 監事
- (3) 評議員
- (4) 評議員選任・解任委員会委員
- (5) 苦情解決委員会委員
- (6) 社会福祉大会実行委員会委員
- (7) 表彰審議委員会委員
- (8) 地域福祉活動計画策定委員会委員
- (9) ボランティア基金運営委員会委員
- (10) ボランティア学園運営委員会委員
- (11) 老人福祉センター運営委員会委員
- (12) ふれあい福祉センター相談員

(費用弁償の支給の基準)

第4条 費用弁償を支給できる基準は、次のとおりとする。

- (1) 役員~~の~~の会議に出席した場合
- (2) 会長の要請により会議等に出席した場合

2 同日中に2以上の会議等に出席した場合においては、重複して支給しない。

(費用弁償の額)

第5条 費用弁償の額は、日額3,000円とする。

2 前項に定めるもののほか、役員等が職務のため旅行した場合は、本会旅費の支給に関する要綱に基づき旅費を支給するものとする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、理事会の同意を得、評議員会の議決を得なければならない。

(委任)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

2 「社会福祉法人会津若松市社会福祉協議会役員等の報酬及び費用弁償に関する規程」(平成31年3月28日施行)は、令和5年3月31日をもって廃止する。